

令和 4 年 2 月 28 日

第 7 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和4年2月28日
午後1時30分～午後3時30分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

		25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農地利用最適化推進委員

20番 時吉 大喜

その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農地の競売・公売参加適格証明願について
議案第 3号	農用地利用集積計画について
議案第 4号	農地中間管理権の取得について
議案第 5号	農用地利用配分計画について
議案第 6号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 7号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 8号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号	非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第7回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は全員出席の19人で定足数に達しております。
なお、20番、時吉委員から欠席届が提出されています。
議事録署名委員を指名いたします。

12番、花園委員と13番、犬童委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

資料は39ページからになりますと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局 では、3条申請の報告をしたいと思います。資料の39ページからです。所有権移転 第2-1項です。申請地は、武本、田、874㎡です。譲受人は兼業農家で水稲を耕作されています。取得後は、水稲を耕作予定です。許可後の面積は4,369㎡で申請事由は譲受人の受贈、譲渡人の受贈による申請です。

第2-2項です。申請地は、麓町、畑716㎡で、取得後は野菜を耕作予定です。許可後の面積は716㎡です。この農地は、令和3年12月総会で空き家に付属した農地の指定を受けた農地です。申請人の住所は市外ですが許可後に出水市に転入予定ということです。

第2-3項です。申請地は、文化町、田、2,383㎡です。譲受人は農地所有適格法人で、露地野菜等を耕作されています。取得後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は25,961㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。

第2-4項です。申請地は美原町、田、362㎡です。譲受人は農家で、水稲等を耕作されています。取得後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は4,209㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第2-5項です。申請地は美原町、畑、90㎡です。譲受人は兼業農家で、水稲等を耕作されています。取得後は野菜を耕作予定です。許可後の面積は4,312㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第2-6項です。申請地は福ノ江町、畑2筆、今釜町、田、3筆 合計面積2,245㎡です。譲受人は兼業農家で、水稲等を耕作されています。取得後は水稲等を耕作予定です。総会資料の譲受人の経営面積が実際ちょっと載ってないですけども、令和3年11月に相続で農地を2,507㎡取得されていますので下限面積は超えていらっしゃるの、大丈夫だと思います。許可後の面積は4,752㎡になります。申請事由は譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第2-7項です。申請地は、向江町、田、1,311㎡です。譲受人は兼業農家で、水稲等を耕作されています。取得後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は5,108㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。譲受人は下知識町で

委員の現地調査を行わず事務局で現地を確認し、申請地は耕作され管理されていることを確認しました。

次に空き家に附属した農地の指定についてです。空き家に附属した農地の指定については、平成29年10月から始まったもので、出水市内にある空き家の有効活用を図るため、空き家の賃貸及び売却を希望する所有者が市の住宅課で空き家バンクに空き家を登録し希望する人に提供をする制度であります。その中でたまたま空き家に隣接した農地があった場合は、空き家だけでなく農地もセットとして取得できるようになっています。その条件としては、

- ① 農地は、出水市空き家バンクに登録された住宅に付属していること。
- ② 農地の面積は、1㎡以上であること。
- ③ 農地は、現状不耕作の状態であること。
- ④ 空き家の所有者と付属する農地の所有者は同一であること。

という事になります。いま説明しているのが、空き家に附属する農地を説明しているのですが、42ページの第2-101もありましたので、もう1回そこを賃貸借を説明するのを飛ばしておりました。申し訳ありませんが、賃貸借の説明をしたいと思います。

賃貸借権設定第2-101です。賃借期間は5年です。申請地は、境町、畑11筆、合計面積7,287㎡です。借り人は水俣市袋にお住いの農家です。現在は、津奈木町で1,000㎡の農地でネギを耕作されています。許可後は、ネギ等を耕作予定にしていच्छゃいます。許可後の面積は、7,287㎡です。申請事由は借人の規模拡大、貸人の農業廃止による申請になります。

次に空き家に附属する農地の指定になります。先ほど空き家に附属する農地の指定についてを途中まで話をしたんですけども、その続きとして空き家に附属する農地の指定を受ける手続き方法としては、

- ① 「空き家バンク」に農地付き空き家として住宅課の方に物件を登録します。
- ② 「空き家に附属した農地の指定申請書」を農業委員会に提出します。

今回はこの②にあたります。そして、③ 農業委員会が現地調査をし、総会で審議し空き家に附属する農地ですよ。という指定をします。そして、その空き家の物件が売買や貸し借りが決定されますと、農地法の3条許可申請を再び農業委員会に提出することになります。そして、通常の流れに沿って農地法第3条の許可申請の審議をしていただいて許可後に指令書を出すという手続きになります。

今回のこの第1項の申請地の高尾野町下高尾野、畑、465㎡は、空き家に附属する農地と同時に買う方が決まっच्छゃいますので、3条を抱き合わせて同時に申請をしたという事になります。これで報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。3番委員、6番委員の説明をお願いいたします。

3番 3番です。2月22日、6番委員、29番推進委員、私、事務局職員で調査・審議した結果を御報告いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、申請番号第2-1項から第2-7項及び第2-9項までを御報告いたします。

所有権移転第2-1項です。地籍図は44ページの左を御覧ください。農地は、一本松休憩所から南東へ約480mの所にあり、斜線部分の〇〇〇〇番、874㎡の田です。現在、譲受人が水稻を耕作されています。許可後の面積は、4,369㎡。譲受人との関係は、甥になります。

次に第2-2項です。地籍図は同じく44ページの右を御覧ください。申請地は、出水小学校から南へ約100mの所です。斜線、〇〇〇番、716㎡の畑で、空き家に附属した農地で、農地の指定を受けた農地であります。隣接する宅地には、築50から60年と思われる住宅と倉庫があり、その前に2畝ぐらゐの家庭菜園ができる平地の畑と残り法面と高台にお茶が植えてありました。許可後は、出水市に転入予定で野菜を作られるそうです。譲受人との関係は他人です。

次に第2-3項が地籍図は45ページ左を御覧ください。申請地は、クレインパークいずみから約250mの所です。斜線部分、〇〇〇番〇の2、383㎡の田です。許可後は、水稻を耕作されます。許可後の面積は、25,961㎡で、譲受人との関係は他人です。

第2-4項ですが、地籍図は45ページ右を御覧ください。申請地は、安原公民館から北西へ約200mの所で斜線部分の〇〇〇番、260㎡の田です。幅が3mぐらゐで狭いため、隣接する〇〇〇番の〇〇〇〇所有の田を借用して、一体利用して水稻を耕作されようとするものです。許可後の面積は、1267.58㎡で、譲受人との関係は知人です。

第2-5項ですが地籍図は46ページ左を御覧ください。申請地は、安原公民館から北へ約170mの所です。横をオレンジ鉄道が走る斜線部分の〇〇〇番、90㎡の畑です。許可後は、家庭菜園を行う予定ですが、畑にはまだ小石があり野菜を作るには少し盛り土も必要かなと感じました。許可後の面積は4,312㎡で、譲受人との関係は他人です。

第2-6項ですが、福ノ江の畑、2筆と今釜の田、3筆の計5筆が申請されています。地図の差し替えがありますのでそちらの方を御覧ください。まず、福ノ江町、畑2筆の方ですが、地籍図の46ページを御覧ください。申請地は、出水インターチェンジを南へ約900mの所で斜線部分の〇〇〇番、田、326㎡と〇〇〇番、田、205㎡にお茶を植えてありました。次に、今釜の田、3筆で、申請地は今釜東公民館の周辺で今釜町〇〇〇番、田、1,243㎡と今釜町〇〇〇番、218㎡の田と今釜町〇〇〇番、253㎡の畑です。〇〇〇番には、現在梅の木が植えてあり、昨年相続された〇〇〇番の田と〇〇〇番の田を一体利用して水稻を耕作されます。事務局から説明がありましたが、資料には、譲受人の経営面積の記載はありませんが、令和3年11月に相続で農地を2,507㎡取得していますので許可後の面積は、4,752㎡になります。譲受人との関係は従兄弟です。

第2-7項ですが、地籍図は47ページ左を御覧ください。申請地は、出水中学校から南へ約200mの所です。斜線部分の〇〇〇番、1,319㎡の田で現在キャベツを栽培してあります。許可後は水稻を耕作予定で、許可後の面積は、5,108㎡で、譲受人との関係は友人です。

第2-9項ですが、地籍図は48ページの左を御覧ください。申請地は、下水流小学校から北へ約450mの所です。斜線部分の〇〇〇〇番〇は、255㎡の畑で周囲は住宅街です。許可後は野菜を作られる予定です。許可後の面積は、3,002㎡で娘さんが出水市内に居住されているので時々手伝いにみえます。譲受人との関係は他人です。以上、所有権移転第2-1項~第2-7項及び第2-9項は、農地法第3条第2号の各号に該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 続きますして、6番委員お願いします。

6番 6番です。22日、3番委員、吉田推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。議案第1号 農地法第3条第2-8項、第2-10項から2-15項、それから、

第2-101項まで報告いたします。第2-8項からいきます。第2-8項で、ページは47ページを御覧ください。申請地は、石坂分署から南西へ約150mの所にありました。道路沿いには、〇〇〇〇番〇の畑とその上に〇〇〇〇番の宅地に空き家がございます、ここは、三間の北の方に畑がありまして、上の方に宅地があつて〇〇〇〇番の方が宅地、家が建っております、この宅地に家が建っております、空き家に附属する家と下の畑が申請地になってございます。そこの部分は下の方は畑で、少し葉が横に植わっていましたが一応すぐ畑が作れそうな状態でございます。道路沿いのため、道も良さそうな所でございます。

続きまして、第2-10項の位置図を御覧ください。48ページです。申請地は、庭の地図でございますが、下水流中央仮設から北へ400mの所にございました。中央の方に斜線部分がありますが、申請地の所なんです、上の宅地、周りは宅地になっておりますが、ここは以前、下水道処理場が建っております、今は土地がそのまま平らになって造成してあります。その真ん中の所に、一応ここの申請地の所に深ネギがポツポツ植わっている状態でございます。

続きまして、第2-11項、位置図の49ページを御覧ください。江内の木串公民館から北へ約450mの所にございました。道路側にあり、右側の方に畑の斜線の所がありますが、みかんの木が1mぐらいの高さで植えてありました。こっちの山林の方にも許可後は果樹を植えるという事でございました。一応、他人という事でございました。

続きまして、第2-12項、50ページを御覧ください。右側の方に斜線で田んぼの部分が、1、2、3、4ヶ所と畑が少しございます。そこは一応耕してございました。場所的には、高尾野工業団地から南西へ1kmぐらいの所にございました。それと、左の斜線の部分に畑という所がございます、その畑の右側の宅地が元々の家でございまして、その左の畑に栗の木等が植えてございまして、そこは良く手入れされている状態でございます。

続きまして、第2-13項なんです51ページを御覧ください。国道3号から屋地交差点、野田にあるんですが、屋地交差点から南西へ300mの所にございました。斜線の右側と下の方に田という所がございます、今ちょっと葦の木が植わってございました。また、左の真下の方に別の田がもう1ヶ所ございましたので、そこを一応確認しましたならば、ブロッコリー等が植わっております。

続きまして、第2-14項の位置図を御覧ください。51ページです。第2-14項ですが、野田の郷から北西へ約240m、おれんじ鉄道のちょうどガードの下からすぐの所でございました、北へ今現在、田んぼは耕耘されていて手入れは良くされているようでございました。ここの〇〇さんは、今度定年になって水田を耕作するという事で他人から譲り受けて、水田を耕作されるという事でございました。

続きまして、第2-15項です。位置図的には52ページなんです、一応これは親子間単位なので現地調査は事務局が調査したものですから、地籍図的には52ページに場所は載っておりますのでお目通しください。

続きまして、第2-101項でございます。位置図は53ページを御覧ください。53ページの左側に載っております。境町の切通小学校から北へ約470mほどで、出水と水俣の県境の所から少し手前の右側の方で3号線沿いにごございました。場所的には沢山あるんですが、ほとんどイヌマキで、防風林で囲まれてございまして、元々みかんが耕作され、そこは開

拓されて、もうみかんの木は伐採してそこを〇〇さん、袋に住まわれているのですが、もう農地を持っていないという事でこちらの方に農地を探し農業をしたいという事で、将来的には拠点を移したいという事で今現在、叔父さんの方がネギを1,000㎡ほど作ってらっしゃるという事でございました。今のところは、苗木は全部植やしてありましたのですぐ出来そうな感じでございました。

以上、所有権移転 農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と判断いたしました。それと最後に購買ピックアップ証明という事で、あ、すみません、間違えました。一応、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

6番 すみません。空き家に附属する農地に対しては、差支えないと判断いたしました。一つ漏れていました。すみませんでした。

議長 いえいえ、はい。御質問ございませんか。

14番 ちよっと。

議長 はい、どうぞ。

14番 第2-15の野田町下名の鞆田の〇〇〇番っていうのがあって52ページに載っているんですけど、それとか〇〇〇番〇の田。これどうせ、どうせと言ったら不思議なんだけど、息子さんは作らないんですよね。貸してありやせんですか。現地は事務局で見ているんだけど、本人は作っていなくて他人に作ってもらって〇〇ファームに貸してあるのでは。

事務局 今貸してはあるんですけど。今回、一旦返していただいて、この合意解約の中には入ってはいます。今もう、〇〇さんが作っていらっしゃいます。

14番 はい、分かりました。どうも。

議長 他にございませんか。無いようです。そしたら、調査委員の報告どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 3条については、全件許可相当。空き家については、差し支えない。とそのように決定してよろしいですか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、1号議案 第3条につきましては、全件許可相当。空き家に附属した農地については、差し支えないと決定いたします。

議長 第2号議案で買受適格証明願が出ておりますので、説明をお願い致します。

事務局 第2号議案の説明をいたします。まず、その中身の前に買受適格証明願について少し説明をしたいと思います。今回、この申請地の買受適格証明願が出たという事なんですけども、この農地は、広報いずみの2月号に掲載がありました、3月29日入札予定の不動産公売について農地の入札に参加するために必要なものになります。農地の競売の場合には、最高価買受申出人が決まってもその方が農地法の規定による権利移動の許可を受けられなければ、所有権を取得することが出来ないという事になっています。農地の競売の場合、買受の申し出が出来るものを、買受適格証明書を用意している者に限定する取り扱いがあります。この買受適格証明は、届出受理の権利を有する農業委員会が交付するという事になっておりますので、今回議題に挙がっています。買受適格証明書の交付は、農地法の許可または届出の

手続きに準じて行う事になっていますので、農地等の競売に参加しようとする方は農業委員会等を買受適格証明願を提出します。農業委員会は、農地法のそれぞれの許可等の出来るか否かの判断をしていただき、適当であるとされたものについて、その買受適格証明書を交付するという事になります。これをもって入札に参加できるという事になります。

では、第1項の説明をしたいと思います。申請人の方は、上鯖淵在住の認定農業者の方です。年間の農業従事日数は、200日でトラクターなどの農機具等も所有され、常時従事している方は2人です。現在は、水稻などを耕作されています。申請地は、下大川内、田、2筆、合計面積は2,275㎡です。現在申請人は、この農地2筆を基盤法で借りて耕作をされている方です。落札され3条申請した場合の許可後の面積は、90,880.49㎡です。取得後は水稻を耕作される予定です。以上です。

議長 6番委員をお願いします。

6番 6番です。調査日時は先ほど申しました通り22日に行われましたので、省略いたします。議案第2号 買受適格証明願について、次の55ページを御覧ください。場所は下大川内で一本松休憩所から東へ約1,500m行った所で行っていただきました。道路沿いでは行きましたが、場所的に四角い水田とその奥にもありました。その前に水稻を耕作されて、綺麗に管理されている所で行っていただきました。よって、農地の競売・公売参加受適格証明願については、農地法第3条の規定により、適格であるという事を承認すると判断いたします。掲載されていましたがこちらの方では、適格という事で協議されました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問ございませんか。時たまですね、公売物件に関してはこれは市の公売ですけれども、農業委員会で適格であるという判断をもらってから入札に参加するという条件があるとされます。御意見・御質問ございませんか。無いようです。調査委員の報告では適格であると承認すると判断・報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、適格であるという事で判断をいたします。なお、農地の競売・公売参加適格証明願については、この公売で落札された場合には、会長の先決処分として3条許可証を発行してもよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それではそのように決定をさせていただきます。

議長 議案第3号 農用地利用集積計画についてと議案第4号の農地中間管理権の取得について、それから議案第5号の農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

事務局 それでは、議案第3号から4号、5号までを一括して提案をさせていただきます。

これは元々全てが農用地利用集積計画でございますので、数か月前までまだ1本の議案で提案をしていたところでございますけれども内容的に分かれています。特に4号と5号につきましては、どちらも農地中間管理事業に関するものでございまして、4号の方が土地の所有者から中間管理機構が借り受ける、中間管理機構に集約をするものでございます。それについての審議をお願いしたいというのが4号議案でございます。

5号議案は、反対に農地中間管理機構が耕作者に農地を配分することの計画です。この耕作者に農地を配分してよろしいかという事の議案でございます。ただ、議案の中を御覧いた

だきますと分かるように、4号の方は耕作者対、失礼しました。所有者と中間管理機構の名前しか出てきませんが、第5号の方は、耕作者、所有者、中間管理機構と揃っておりますので、内容的には、5号の方を見れば大体内容的には分かって来るのかな。という風に思っているところです。ただ、元々中間管理機構は、借りたものを全て貸すというのではなくて、耕作していない土地は全て中間管理機構に全部集めてしまって、そのうえで耕作者を探すという様な制度になります。現実には、それを行いますと土地を借りてしまって地代を払えないとか、中間管理機構の地代を払えないという事が起こってしまうことで、耕作者が見つかった所しか中間管理機構も借りないという扱いをしていますので、ちょっと実態と制度がしっかり合っていないのかなという事もございますが、それも踏まえたところでこのように議案が分かれたところでございます。そこで、一括して見直しさせていただいたところでございますが、今回は特に中間管理機構が大変多くございました。その関係で資料も大変厚くなって驚かれたと思いますけれども、来月はそんなに無いので今回だけ御了承頂きたいと思えます。そして、今回は委員の方、関係がある方の議案がありましたので、6人の委員の方の退席・除斥がありますが、20番委員は欠席ですので残りの5人の方に除斥・退席をお願いして審議をいただくという事になっております。そこで、資料の61ページと194ページで8番委員、69ページに25番委員、70ページと71ページに4番委員、104ページに1番委員、180ページに24番委員がありますので、すみませんがその時は退席をしていただきたいと思います。

議長 はい。事務局より丁寧な説明がございました。中間管理機構の位置づけの中で今回資料が分厚くなっております。なんじやろかいと恐らく思われたんじゃないかなと思いますが、今補助金があるもんですからその地域指定の中で結局こういう中間管理機構との提携というのが実施されたという様な事でございます。それでは、該当いたします委員、まずは194ページ、6番委員の退席をお願いいたします。

(6番委員、退室)

議長 はい。事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号と5号の説明をさせていただきます。資料はまず61ページの方、借権の設定の申請番号2-11です。61ページの方からです。土地の表示、文化町〇〇〇番 田で、3,026㎡。文化町在住の貸人と借人は、西出水町、葉たばこと水稻の認定農家の新規設定になっております。

続いて、議案第5号の方、飛んでいただきますけれども、農用地利用配分計画で資料194ページです。194ページ下の方からの申請番号2-21でございます。194ページの2-21です。中央町在住の貸人から農地中間管理機構を経由して1,538㎡の田んぼを賃借するものでございます。以上で終わります。

議長 御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。3番委員、お願いいたします。

3番 3番です。2月22日、6番委員、29番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

無いようです。無いようでしたら、調査委員の報告では、適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 はい。それでは調査委員の報告どおり、適当と決定いたします。

(6番委員、入室)

続きまして、25番委員をお願いします。

(25番委員、退室)

69ページ。事務局をお願いします。

事務局 資料は69ページです。69ページの賃借権設定の申請番号2-27であります。土地の表示は、六月田町〇〇番の田で、1,571㎡。美原町在住の貸人と借人は、下鯖町の水稲の認定農家との再設定でございます。以上です。

議長 調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番、井町です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査委員の報告どおり、適当と決定いたします。

(25番委員 入室)

続きまして、4番委員をお願いします。

(4番委員 退室)

事務局、お願いします。

事務局 資料は70ページ賃借権設定の申請番号2-29から71ページ賃借権設定の申請番号2-31までの3件ございます。1件目は、高尾野町上水流在住の貸人が所有する高尾野町下水流の田2筆、2,826㎡。2件目は、高尾野町下水流在住の貸人が所有する高尾野町下水流の田2筆、1,801㎡。3件目は、高尾野町柴引在住の貸人が所有する高尾野町柴引の田2筆、2,702㎡で高尾野町下水流在住、水稲の認定農家を借人とする再設定でございます。以上で、説明を終わります。

議長 6番委員をお願いします。

6番 6番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査委員の報告どおり、適当と決定いたします。

(4番委員 入室)

次は、1番委員の退席をお願いいたします。

(1番委員 退室)

事務局、お願いします。

事務局 資料は104ページ所有権移転申請番号2-311であります。土地の表示は、高尾野町柴引〇〇〇〇番〇の田で、535㎡。高尾野町上水流在住の所有者から高尾野町上水流、採卵鶏と露地野菜の認定農家である農地所有適格法人が購入するものであります。以上で、説明を終わります。

議長 調査委員の報告をお願いいたします。

3番 3番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査委員の報告どおり適当と決定いたします。

(1番委員、入室)

続きまして、24番委員の退席をお願いいたします。

(24番委員 退室)

事務局、お願いいたします。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画で資料180ページの申請番号は2-3でございます。ここは、農地中間管理機構が借りたのを貸すという第5号議案でございます。高尾野町江内在住の所有者5人から高尾野町江内在住の肉用牛と水稻の認定農業者が農地中間管理機構を経由して6筆8,598㎡の田を賃借するものでございます。以上です。

議長 調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番です。審議日時等は先ほどと同じですので省略いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査委員の報告どおり適当と決定いたします。

(24番委員、入室) 除斥終わり。

それでは、事務局お願いいたします。

事務局 資料の232ページの総括表で全体を説明させていただきます。232ページでございます。賃貸借の設定は新規が26件、51筆、65,497㎡。再設定が48件、71筆、82,445㎡で合計の件数が74件、122筆で147,942㎡でございました。使用貸借につきましては 新規が6件、6筆、再設定が3件、5筆、合わせて9件、11筆で、6,718㎡です。所有権の移転ですが、下の段の方ですけれども農用地利用集積の所有権移転につきましては、売買が8件、9筆で、12,706㎡。贈与が3件、9筆で、12,039㎡でございました。中ほどにあります、中間管理事業であります、耕作者別で65件、

貸出者別では141件でございまして、294筆、346, 825㎡でございました。

全体として利用集積の関係は、235件、445筆、526, 230㎡の集積計画になります。以上です。

議長 調査委員の報告をお願いいたします。

3番

3番です。審議日時等は先ほどと同じですので省略いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長

事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」の声)

議長

無いようです。それでは、5号と一括して関連がありましたので、一括して説明並びに協議をいたしましたけれども、議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農地中間管理権の取得について、および議案第5号 農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長

議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局

議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について資料は、233ページになります。第1項、除外の申請内容について説明いたします。申請地は、野田町下名の畑1筆で、3098㎡です。一体利用地として原野3筆、864㎡があります。また、除外申請第2項と及び236ページの第4条転用、第2-1項と同時申請です。申請人は、市内で農業を営む個人です。これまで、野菜等の栽培を行ってきましたが、高齢化に伴いシイタケ栽培用のクヌギを植栽しようとするものです。植栽に当たり、森林組合からの助成金交付を受け取るということでございました。森林組合に確認をしたところ、地目変更が条件でしたので、今回山林への転用申請になりました。土地改良地区外で、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長

11番委員お願いします。

11番

11番です。去る2月24日、9番委員、31番委員及び事務局職員と調査した結果を報告します。申請地は、野田町下名、野田中学校から西へ700mほど行ったところにあります。現在、すでに小藪の山林となっていて、申請の山林への転用は妥当と判断しました。現状のまま利用し、雨水については、自然流下で東側のため池へ流します。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であり周辺への農地には影響がないと思われるため、除外は止むを得ないと判断しました。以上です。

議長

続きまして、2項お願いします。

事務局

第2項・除外の申請内容について説明いたします。訂正があります。申請人が譲受人、譲渡人となっていますが、借人、貸人に訂正をお願いします。親子間における使用貸借権の設定です。申請地は、野田町下名の畑3筆、6401㎡及び田1筆、2008㎡、合計8409㎡です。一体利用地として、除外申請第1項の面積と合わせての申請です。また、241ページ第5条申請、第2-201項と同時申請です。詳細な説明は前項と同じですので省略

します。土地改良地区外で農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 11番委員をお願いします。

11番 11番です。先ほどとっしよですので内容についての説明はいたしません。除外については、止むを得ないと判断しました。以上です。

議長 続きます、3項をお願いします。

事務局 第3項、除外の申請内容について説明いたします。申請地は、大野原町の畑2筆、1506㎡です。240ページの第5条転用申請、第2-5項と同時申請です。申請人は、市内で土木建築業を営む法人です。申請地を取得して建築条件付き住宅4棟を建て、経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、240ページの第5条転用、第2-5項と同時申請になります。10ha以上の規模の団地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 9番委員をお願いします。

9番 9番です。去る2月24日、11番委員、31番委員及び事務局職員と調査した結果を報告します。地図は235ページになっております。申請地は、大野原町、リハシップあいからマルイ農協方面へ向かって300mほどのところに位置しております。現在は、植木が植栽されている畑です。申請面積は、建設条件付き住宅4棟を建設する敷地面積としては、1506㎡であり、妥当と思われます。造成については、現状のまま利用するというので、道路の高さのところがございますけれども、隣接の農地等の境には擁壁を設置する予定ということでもあります。なお、生活排水等については、合併浄化槽を設置し、雨水については、道路側溝、この地図でいいますと右側のところになりますが、ここに幅50cm深さ1mほどの側溝が通っていますので、そこへ流すということでもあります。農用地の外周部に位置しておりますが、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われ、農用地区からの除外の要件を満たしておりますので、止むを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 はい。事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 調査員の報告では、全件止むを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、止むを得ないと決定いたします。

議長 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について第2-1項につきましては、先ほど233ページ議案第6号農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第1項で説明をいたしましたので省略いたします。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 11番です。調査日等につきましては、先ほど申しましたので省略します。第2-1項については、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第1項で説明しましたので省略します。許可相当と判断いたしました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

無いようです。調査委員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について資料は238ページになります。

第2-1項について説明いたします。申請地は下鯖町の畑8筆、2181㎡です。一体利用地として国有地払下げ分雑種地1筆、49㎡があります。申請人は、市内で不動産業を営む法人です。申請地を取得して今回新たに宅地分譲6区画を整備し経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。2月24日、5番委員と30番推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。農地法第5条の規定による許可申請について申請番号2-1でございます。地図は243ページの左側を説明させていただきます。申請地は下鯖町、米ノ津東小学校から南東へ100mほどに位置し不耕作の畑でございました。申請地面積は、宅地分譲地6区画分の敷地面積として2230㎡であり、妥当であると思われま。地籍図の所を見ますと斜線の左側の下の方に畑が2筆あるんですが、ここの所が入口がないという事で6区画の間の道路を造るという事でそこにスロープをして畑の入口にするという事を御説明いただきました。造成については、道路部分から奥の方に畑の所までが80cm程度の盛り土をするという事でございます。また、周りの境界につきましてはブロックを設置するという事でございます。生活排水については道路の下水道を利用し、雨水については道路側溝を利用されるという事でございます。周辺農地への影響はないと思われ調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、2-2項お願いします。

事務局 続いて第2-2項について説明します。申請地は西出水町の畑、159㎡です。申請人は、市内の会社役員です。自宅の敷地が狭く来客用の駐車場が不足しているため、自宅前の申請地を取得し駐車場として利用するものです。農用地区域外、土地改良地区外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 5番委員お願いします。

5番 5番です。2月24日、4番委員と30番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は西出水町、リハシップあいから東へ50mほどに位置し、不耕作の畑です。地図は243ページ右側です。斜線部の申請地の右の〇〇〇番〇の宅地は申請人の自宅で駐

車スペースは車2台分しかありませんでした。そのため、すぐ隣に来客用の駐車場を造りたいという希望です。申請面積は、駐車場の敷地面積として159㎡であり妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し隣接する農地の境界にはブロック塀を設置し土の流出が無いようにするという事です。雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きます、2-3項お願いします。

事務局 続いて、第2-3項について説明します。申請地は、上鯖淵の畑2筆、412.79㎡です。申請人は市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに申請地を取得して一般住宅1棟及び道路として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 5番委員お願いします。

5番 5番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、上鯖淵、東出水保育園から西へ250mほどに位置し不耕作の畑です。地図は、244ページ左側です。斜線部が申請地ですが横の道路が狭く道路中心部から2m離れた所から住宅敷地にするために通路を造るそうです。申請面積は、一般住宅1棟及び通路を建設する敷地面積として412.79㎡であり、妥当であると思われます。造成は、宅地部分については道路部分から奥にかけて20cmから40cm程度の盛り土を行い、通路部分は20cm程度切り土を行い隣接する農地との境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きます、第2-4項お願いします。

事務局 続いて、第2-4項について説明いたします。申請地は、高尾野町下水流の畑2筆、1689㎡です。申請人は市内の会社員です。申請地を取得して太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用をしようとするものです。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 9番委員お願いします。

9番 9番です。調査日等については、先ほど報告したので省略させていただきます。申請地は、高尾野町下水流、JA鹿児島出水の本所から南へ450mほどに位置し不耕作の畑です。地図は、244ページの右側になっています。申請面積は、太陽光発電施設を設置する面積として1689㎡であり妥当であると思われます。造成については、現状のまま綺麗に草刈り等もしてありましたので、利用して隣接地との境界にはよう壁を設置する予定で、雨水については、この地図の北側の道路にもありますし、それから南側の方にも水路等がありましたのでそちらへ流すという事でございます。周辺は、住宅地が主でありまして周辺農地への影響はないと思われます。なお、北側、右上の方ですが、こちらには道路等面しておりますので、危険防止のために柵を設置する予定という事でありました。調査の結果、農地区分として転用目的に問題はないと思われます。よって、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きます、第2-5項お願いします。

事務局 続いて、第2-5項について説明いたします。これは、235ページ 議案第6号農業振

興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第3項で説明いたしましたので省略いたします。以上です。

議長 9番委員お願いします。

9番 9番です。調査日等については、先ほど申し上げたとおり省略いたしますが、第2-5項については、さっきもありましたように、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について第3項で説明をいたしましたので省略をいたします。地図については、245ページの右側になっております。以上です。

議長 続きまして、第2-6項をお願いします。

事務局 続いて、第2-6項について説明いたします。申請地は、西出水町の畑2筆、395㎡です。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに申請地を取得して一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の市街化近接農地に該当します。以上です。

議長 5番委員お願いします。

5番 5番です。調査日等については先ほど報告したので省略します。申請地は、西出水町、出水高校から南へ300mほどに位置し不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として395㎡であり、妥当であると思われます。造成については、接している道路よりも少し高くなるよう100cmほど盛土をされ、隣接する農地の境界にはL型擁壁を設置する計画です。生活排水は合併浄化槽、雨水等は埋設されている排水管を通じて道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 第2-101項をお願いします。

事務局 続いて、第2-101項これは賃借権の設定でございます。申請地は、上鯖淵の畑、251㎡です。申請人は、市内で建設業を営む法人です。現在使用している、資材置場と駐車場が手狭となり、今回新たに申請地を賃借して資材置場と駐車場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略させていただきます。農地法第5条による許可申請で240ページの第2-101項でございます。申請地は、上鯖淵、東出水保育園から北へ300mほどに位置し不耕作の畑です。地籍図については、246ページの左側を御覧ください。申請地は、資材置場・駐車場として利用する敷地でございます。251㎡で妥当と思われます。この〇〇〇株式会社というのが地図を御覧いただきますと斜線の部分の右下の右で宅地でございます。すみません、間違えました。道路を挟んで前の〇〇〇番〇ですかね、ここが〇〇〇の会社で駐車場とするのに狭いという事で、道路側の畑を賃借して駐車場と資材置場にしたいという事でございます。造成については行なわず、現状のまま防草シートを敷いてその上にバラスを敷いて、資材置場と駐車場にしたいという事でございます。農地の境界については、ブロックを2から3段設置して行うという事でございます。雨水については、自然流下のまま道路に側溝がございますのでそちらの方に利用されるという事でございます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、

農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第2-201項をお願いします。

事務局 資料241ページ、第2-201項について説明いたします。第2-201項につきましては、234ページ議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので省略いたします。親子間における使用貸借権の設定でございます。以上です。

議長 11番委員をお願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。第2-201項につきましては地図は246ページの右側です。この道路がありますが、野田の火葬場の方からずーっと広域農免に行く道路です。その行く途中にあります、ちょっと周りはほとんど山林でしたので、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見として第2項で説明しました通りでしたので許可相当で妥当と思っております。以上です。

議長 以上で事務局・調査委員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「意義なし。」の声)

議長 調査委員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、調査委員の報告どおり全件、許可相当と決定いたします。

議長 議案第9号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局 議案第9号、非農地判断について資料は247ページです。第2-1項について説明します。申請地は下鯖町の畑、378㎡です。登記地目は畑、申請現況は雑種地です。非農地となった年月日は、昭和58年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 4番委員をお願いします。

4番 4番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略させていただきます。非農地判断について247ページの第2-1項でございます。申請地は、下鯖町、野間の関から南東へ400mほどに位置した所でございます。申請地一部は、隣接する住宅の駐車場等として利用され畑として管理されていましたが、現在は雑種地となっております。248ページの左側を御覧ください。斜線の上側です。ここが隣接する住宅でございます。申請者は、〇〇〇〇〇株式会社の前身が高尾野の工業団地にある〇〇〇〇〇という会社の方の持ち物だと聞いております。現場の状況から見て申請どおりの年数も経過していると思われるので、農地への復元は困難と判断いたしました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断しました。以上です。

議長 第2-2項をお願いします。

事務局 第2-2項について説明します。申請地は、高尾野町大久保の田2筆、1120㎡です。登記地目は田、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。申請地は、御岳自治公民館、もしくは金峰神社があります。あれから松ヶ野方面に神社の下をくぐって裏通りに松ヶ野中央区間の行く道路にウォーターバスっていう川があって、その近くなんですが、そもそも昔の道路で経ってもう殆ど誰も利用していない道路の所です。現在は山になってしまっているので、元通りにはいかないかなと思っております。以上です。

議長 結果は。

11番 結果は、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ないようです。調査委員の報告では、2件とも承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第9号 非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○令和4年度出水市農業委員会行事予定表の配付について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第7回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

